

# 川島桶川資源循環組合低入札価格取扱要綱

令和7年5月19日

告示第8号

(趣旨)

第1条 この告示は、組合が競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、契約ごとに契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格の入札をした者があるときにおける落札者の決定に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 この告示は、原則として、競争入札により次に掲げる建設工事の請負契約を締結しようとする場合について適用する。ただし、第4条に定める失格基準価格を設定することが困難な契約及び単価契約により実施する契約を締結しようとする場合については、この限りでない。

- (1) 総合評価落札方式による建設工事の請負契約
- (2) 管理者が特に必要があると認めた建設工事の請負契約

(調査基準価格の設定)

第3条 調査基準価格は、次に掲げる額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額とする。

- (1) 予定価格の算出の基礎となった直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 予定価格の算出の基礎となった共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 予定価格の算出の基礎となった現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

(4) 予定価格の算出の基礎となった一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により得た額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合には予定価格に100分の92を乗じて得た額を、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合には予定価格に100分の75を乗じて得た額をそれぞれ調査基準価格とする。

3 第1項の規定により調査基準価格を算出することが困難な場合は、同項の規定にかかわらず、予定価格に100分の75から100分の92までの範囲内の割合を乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。  
(失格基準価格の設定)

第4条 前条の規定により調査基準価格を定めた競争入札においては、当該契約の内容に適合した履行が困難と認められる場合の基準となる額(以下「失格基準価格」という。)を定めるものとする。

2 失格基準価格は、次に掲げる額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額(その額が予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合には、100分の75を乗じて得た額)とする。

(1) 予定価格の算出の基礎となった直接工事費の額に100分の90を乗じて得た額

(2) 予定価格の算出の基礎となった共通仮設費の額に100分の80を乗じて得た額

(3) 予定価格の算出の基礎となった現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額

(4) 予定価格の算出の基礎となった一般管理費等の額に100分の30を乗じて得た額

3 前条第2項の規定により調査基準価格を定めた場合における失格基準価格は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項の規定により得た額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合 予定価格に100分の92を乗じて得た額に、同項に規定する算出式により求めて得た額に対する前項に規定する算出式により求めて得た額の割合（当該割合に小数点以下第2位未満の数があるときは、これを四捨五入する。）を乗じて得た額

(2) 前条第1項の規定により得た額が予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合 予定価格に100分の75を乗じて得た額

4 前条第3項の規定により調査基準価格を定めた場合における失格基準価格は、前2項の規定にかかわらず、当該調査基準価格を下回る範囲において決裁権者（川島桶川資源循環組合事務決裁規程（令和7年川島桶川資源循環組合訓令第2号）において決裁することができるものとして定められている者をいう。以下同じ。）が定める額とする。この場合において、決裁権者が定める額は、予定価格に100分の75を乗じて得た額を下回らない額とする。

（落札者の決定の保留等）

第5条 管理者は、競争入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格（以下「最低入札価格」という。）が調査基準価格を下回る価格であるときは、落札者の決定の保留を宣言し、当該最低入札価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）について、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判定するに必要な事項について調査するものとする。この場合において、当該調査に関し必要な事項は、別に定める。

2 管理者は、前条第2項から第4項までの規定により失格基準価格を定めた競争入札において、入札の際に提出された入札金額が、当該失格基

準価格を下回った場合は、詳細な調査を行うことなくこの者がした入札を失格とする。

(落札者の決定)

第6条 管理者は、前条第1項の規定による調査の結果を得たときは、これを踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは当該最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは当該最低価格入札者を落札者とししないものとする。

2 前条第2項又は前項の規定により最低価格入札者を落札者としない場合において、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格(以下「次順位価格」という。)が調査基準価格以上の価格であるときは、管理者は、当該次順位価格の入札をした者を落札者と決定するものとする。

3 前2条及び前2項の規定は、前項の場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときについて準用する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。